

被爆75周年被爆二世シンポジウム

被爆二世運動の使命と展望

今年、原爆投下、日本の敗戦から、75周年を迎えます。原爆投下によって生み出された被爆二世は、原爆放射線の遺伝的影響を否定できない核の被害者として生きてきました。そして、全国被爆二世団体連絡協議会の活動は、国内では「原爆被爆二世の援護を求める集団訴訟」をたたかい、国連人権理事会で自らの人権保障と核廃絶を訴えたことを契機に、被爆者が高齢化していく中、国際社会では、自らの体験を踏まえ、将来世代を含む核被害者の人権確立と核廃絶を訴えるに至っています。被爆75周年を迎える今、被爆二世運動の使命について考え、今後の展望を切り開く一歩としたいと考えています。

多くの市民の皆さんの参加を呼びかけます。

日時：2020年7月18日（土）14時～15時20分

場所：長崎原爆資料館ホール（限定90人）

パネリスト

丸尾育朗さん（長崎県被爆二世の会・会長）

「被爆二世として生きて — 被爆二世問題とは何か」

崎山昇さん（全国被爆二世団体連絡協議会・会長）

「将来世代を含む核被害者の人権確立と核廃絶をめざして」

平野伸人さん（全国被爆二世団体連絡協議会・特別顧問）

「被爆二世運動の使命と展望」

主催：全国被爆二世団体連絡協議会

長崎県被爆二世の会

連絡先：長崎県被爆二世の会

事務局長 崎山昇

090-2519-2066

被爆75周年被爆二世シンポジウム・パート2

被爆二世集団訴訟の意義と展望

今年、原爆投下、日本の敗戦から、75周年を迎えます。原爆投下によって生み出された被爆二世は、原爆放射線の遺伝的影響を否定できない核の被害者として生きてきました。そして、全国被爆二世団体連絡協議会の活動は、国内では「原爆被爆二世の援護を求める集団訴訟」をたたかい、国連人権理事会で自らの人権保障と核廃絶を訴えたことを契機に、被爆者が高齢化していく中、国際社会では、自らの体験を踏まえ、将来世代を含む核被害者の人権確立と核廃絶を訴えるに至っています。被爆75周年を迎える今、被爆二世集団訴訟の意義について考え、今後の展望を切り開く一歩としたいと考えています。

多くの市民の皆さんの参加を呼びかけます。

日時：2020年8月8日（土）10時～11時30分

場所：長崎県勤労福祉会館4階第2・3中会議室（限定60人）

パネリスト

丸尾育朗さん（長崎県被爆二世の会・会長）

「長崎県被爆二世の会の取り組み」

崎山昇さん（全国被爆二世団体連絡協議会・会長）

「被爆二世運動と行政の対応の経過」

中鋪美香弁護士（被爆二世集団訴訟弁護団）

「被爆二世集団訴訟の意義と展望」

主催：全国被爆二世団体連絡協議会
長崎県被爆二世の会

連絡先：長崎県被爆二世の会

事務局長 崎山昇

090-2519-2066

被爆二世として生きて

長崎 丸尾育朗

皆さん今日は、私の名前は丸尾育朗です。

1947年10月18日。敗戦後2年目に生まれました。

私の母は、爆心地より4、5キロ、24歳の時、長崎市大浦川上町で被爆した被爆者です。爆心地付近に知人宅があり、安否確認のために、翌朝出かけましたが、宝町を過ぎたところで、瓦礫に阻まれ進む事が出来ず、被爆10日後に入ったそうです。そのため、被爆者手帳には、1号、2号被ばくと記入されています。しかし、家屋は跡形もなく、全てが消え失せていたため、すぐそこから帰ったそうです。

私は、小学校入学前に、大浦川上町から坂本町に転宅、爆心地近くの山里小学校に入学しました。被爆当時1600名の生徒の内、1300名が原爆で殺された被爆校でした。運動場の周りの崖にはたくさんの防空壕があり、そこで沢山の子どもたちが亡くなったそうですが、他所から移って来た私は何も知らずによく壕に入って皆と遊んでいました。また、近くには鉄道が走り、授業中、けたたましい汽笛の音と急ブレーキの為次々に前の車両にぶつかる音が響いていました。被爆者の人たちが、列車に飛び込み自殺を図ったための急ブレーキだったと、大人になって知りました。山里小には、新設の坂本小に移るまでの3年間だけでしたが、あの子らの歌を聞けば胸にじんとききます。

坂本町に移った事で、沢山の被爆者を目にしました。一番不思議に思ったのは、昨日まで元気で話しをした近所のお婆さんが、急に倒れて、雨戸の戸板に乗せられて下っていったら、翌日は遺体で帰って来ました。何でこんなに簡単に亡くなるんだろうという事でした。

私は、小・中・高ともすべて浦上地区の学校に通いました。浦上天主堂にも毎週日曜日ミサにあずかっていました。就職先も長崎になりました。被爆地の中心で生活していたので、改めて被爆者とか被爆二世とかを考える事はありませんでした。

私は高校1年生の時、貧血症に罹り半年近く通院しました。学校の行き帰り、目の前が真っ白になり立ってられず、症状が落ち着くまで歩道や石段に腰かけ回復を待つことがたびたびありましたが、母の被爆と結びつけることはありませんでした。

私が「被爆二世」という言葉を知ったのは、職場に入り、たまたま組合の役員になり、被爆協という組織をしり、新聞などで被爆二世が白血病で亡くなっ

ている事を知ってからです。その頃初めて、被爆二世にも影響があるのではないかと聞いたのですが、当時30代で、まだ自分は大丈夫としか思っていませんでした。

ただ、核兵器廃絶のために、被爆者運動は必要だとは思っていました。

長崎平和推進協会には、継承部会があり、被爆者が、語り部活動を行っていましたが、その後継者をつくろうという呼びかけがあり、若年被爆者や被爆二世の人たち約20名が集まり、1996年4月27日、継承部会後継者班を結成し、私はその時のリーダーということになりました。

被爆体験の継承と、被爆遺構の案内などについての学習を行っていましたが、当時の被爆者は60代で元気でした。被爆者から出た言葉は、「二世にこの苦しみは分からない」ということでした。学習活動は続けていましたが、どう継承するかの論議は、当時の被爆者の壁に阻まれて、数年で活動は休止しました。

一方で私たちの職場は、被爆者の高齢化の中で、1997年12月18日、被爆者協議会と二世協議会、二つの組織が統合し、被爆者・二世協議会として再出発しました。

98年2月17日、第1回目の学習会を、NBCの関口さんを講師に「被爆地長崎の役割」という事で行いました。その中で、「肉親の声を自宅で聞く」事の必要性を提起していただきました。

そこで私たちは、職場で、被爆二世として、被爆の継承について論議し、親の体験をまず聞いてみようという取り組みを進めました。その報告は、「風化に抗して」第4集として発行しました。

取り組むにあたって、大きな壁にぶつかりました。他の被爆者の話は聞けるのに、親に聞くことが出来ない、親を責める事になるのではないかという事でした。親は被爆二世である自分の子供の、健康を大変気にしていて、子供が病気をしたら、自分が被爆者だからではないか、子は、自分の病気は親が被爆したからではないか、だから被爆のことは自分の子には話したくない、聞けない、というものでした。

私は、2000年12月に54才の従姉をクモ膜下出血で、2001年4月に職場の同僚で、51才の女性をガンで、相次いで亡くしました。二人とも被爆二世でした。

その同僚の親にも聞き取りをしましたが、私たちの不安が現実のものとなりました。そのお母さんは胎内被曝の長女をガンで亡くし、二女は乳癌、だから子供には話したくなくてだまって来た。しかし、今回は伝えることも必要ということでやっと話さなくてはと取材を了解したという事でしたが、同僚は取材の1週間後の検査でガンと分かりすぐ入院、一年近くの闘病生活の末、亡くな

りました。

2012年8月には、私と同期で、被爆二世の64才の男性が膵臓ガンで亡くなりました。その膵臓ガンでは、被爆者である私の従兄と、母が亡くなっています。

ところが、私自身が、2018年膵臓ガンの手術を受ける事となりました。

2016年の秋頃から体重が2キロ減少。2017年12月2日に発熱と脇腹の痛さで、血液検査を受けました。結果は膵臓関連の数値が少し高いが、問題ないとの事でした。しかし、母や、友人のことがあり、無理に精密検査をお願いし、3回の検査を受け「膵臓ガン」を発見。手術前の2回と合わせ半年の間に5回のCT・MR検査を受けましたが、異例だったそうです。

2018年6月25日手術、早期発見のためレベル2B、膵臓3分の2と脾臓全摘で手術は成功、抗ガン剤も何の症状も出ず、私は生き残ることが出来ました。

しかし、2019年9月26日、57才の男性で、胃ガンの後、脳腫瘍を発症した友人。10月24日、同じ57才の男性で心筋梗塞。被爆二世で、共に活動して来た仲間二人を失いました。

現在も身近に、自宅治療中の被爆二世だけでも、3人の友人がいます。被爆者に多重ガンが多いと言われますが、その人達も複数のガンをもって治療中です。

原爆放射線の影響が被爆者だけでなく、被爆二世にも及ぶと考えざるを得ない状態は、被爆75年を経た今日なお続いています。

原爆は日本が起こした戦争の結果投下されました。責任は国にあります。私たち被爆二世は戦後の生まれです。しかし自らの命と引き換えに戦争責任を負わされ続けています。

また、原爆は、アメリカが投下しました。原爆は自然を含むすべての物を消し去り、筆舌に尽くせない残虐な死を一般市民に与え、被爆者に、生命ある限り続く苦しみを与えました。更に、世代を超えて子や孫にも影響を与え続けています。

しかし、被爆者は、その責任のみを問う事をしませんでした。あまりにも悲惨な、酷い体験を世界の誰にも体験させてはならないと、自分たちのケロイドを人前にさらし、体験を話し、核兵器は絶対あってはならない。戦争は絶対にしてはならないと訴え続けてきました。

私は、2015年7月に開催された長崎市の原爆展を見学に行きました。その時に、伊藤市長が国際司法裁判所で掲げた、黒焦げの少年の写真が大きく拡大されて展示されており、二人の婦人が被爆者の方と話されているのを見かけ

ました。後日その事が新聞に報道され、その後の調査で少年の名前が判明し、その時の二人が妹さんだったことを知りました。お二人とそのご家族は、被爆後70年目にして肉親がどこで最期を迎えたのかを知り、やっと、過去の戦争の区切りをつけられたのではと思います。

被爆者はその区切りがまだ終わっていません。核兵器が全廃され、しかも、戦争が世界から無くなる日を迎える日が区切りです。私達被爆二世は、「核も戦争もない世界」を訴えて来た被爆者の思いを引き継ぎ、自分自身の体験も踏まえて、核兵器が廃絶されるまで訴え続けて行かなければならないと思っています。私たち被爆二世も死ぬまで被爆二世です。

将来世代を含む核被害者の人権確立

と核廃絶をめざして

全国被爆二世団体連絡協議会 会長 崎山昇

2020. 7. 18 被爆75周年被爆二世シンポジウム
被爆二世運動の使命と展望

はじめに

全国被爆二世団体連絡協議会 (全国被爆二世協)の目的

原爆被害者の体験を継承し被爆者および被爆二世・三世の人権を確立し、生命と健康を守り、あわせて核被害をなくし、核廃絶と完全軍縮を実現する運動を行うことを目的とする。

被爆者の分類・定義(援護法第1条)

- ①原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内(原爆被爆地域内)に在った者(直接被爆者)(1号被爆者)
- ②原子爆弾が投下された時から政令で定める期間内(2週間以内)に前号で規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者(入市被爆者)(2号被爆者)
- ③前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けようとする事情の下に在った者(死体の処理及び救援にあたった者等)(3号被爆者)
- ④前三号に掲げる者が該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であった者(胎内被爆者)(4号被爆者)

私の両親のこと、 そして被爆二世が置かれた状況

私の両親とも長崎の被爆者

父は、1931年生まれ、13歳の時に爆心地から4km長崎市内で被爆した直接被爆者、1号被爆者であり、伯父を捜した入市被爆者、2号被爆者だった。長い間椎間板ヘルニアや肺気腫に苦しみ、2000年7月呼吸不全のため69歳で亡くなった。

母は、1934年生まれ、10歳の時に7km離れた時津町で被爆した3号被爆者だった。脳が真っ白で認知症に苦しみ、2016年8月腓臓ガンで亡くなった。81歳だった。

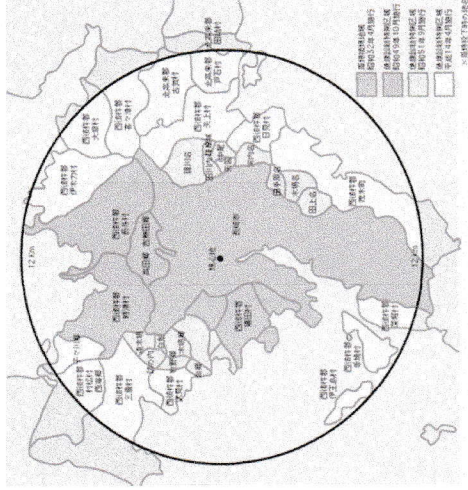
私たち被爆二世は、被爆者であるが故の親の苦しみを見えてきた。そして、自らが原爆放射線の遺伝的影響を否定できない核の被害者である。

健康に対する不安を抱えていたり、ガンなど健康被害に苦しんでいる被爆二世がいる。母は臓腑がんでなくなつたが、私も臓腑に嚢胞があり、半年に1回のMRI、2か月に1回の血液検査は欠かせない。

また、結婚差別や就職差別など社会的偏見や差別に苦しんでいる被爆二世もいる。

被爆者は、被爆者援護法において、1号被爆者から4号被爆者まで分類定義されている。

被爆二世は援護法上の定義がない。そのことは、法的援護がないことを示している。



被爆二世とは

- 「原爆被爆二世健康診断」の「実施要領」によれば以下のとおりである。
- ① 両親またはそのどちらかが原爆被爆者であること。
 - ② ①の原爆被爆者が長崎被爆の場合、1946年6月4日以降出生した者であること。広島被爆の場合、6月1日以降出生した者であること。

全国被爆二世協の取り組み

将来世代を含む核被害者の人権確立と核廃絶をめざす

被爆二世は原爆放射線の遺伝的影響を否定できない核(原爆)の被害者である。被爆二世を5号被爆者と位置づけ、国家補償を明記した援護法の適用を求めて、37万筆を超える「原爆被爆二世の援護を求めめる署名」を提出するなど国(厚生労働省)と交渉を行い、国会への働きかけを行ってきたが、未だに実現していない。

被爆70年以降、被爆二世自らが核被害者であることを自覚し、放射線の次世代への影響こそが核による人権侵害の最たるものであることを、自らの体験を踏まえて訴え、被爆者が高齢化していく中で、被爆二世が原水禁運動の先頭に立ち、将来世代を含む核被害者の人権確立と原発を含む核廃絶をめざすことが、被爆二世も使命であり、責務であるという自覚をもって取り組むに至っている。

国内的には、「原爆被爆二世の援護を求める集団訴訟(被爆二世集団訴訟)」を通して、被爆二世が原爆の被害者、第五の被爆者であることを認めさせ援護法の適用を求めざしている。

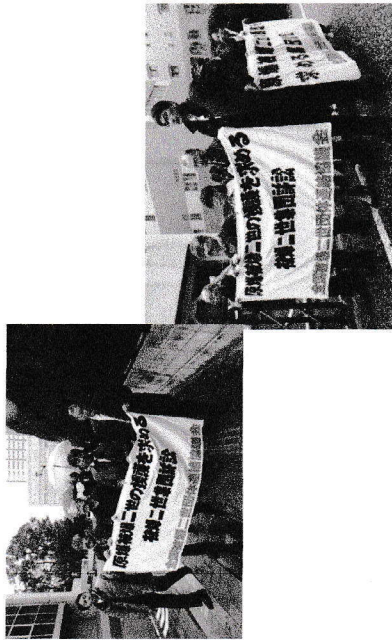
国際的には、国連で、被爆二世や将来世代を含む核被害者の人権確立と核廃絶を訴え、その実現を求めざしている。

→再びヒバクシャをつくらないために、日本政府が「核の傘」から脱却し、核兵器禁止条約に署名・批准すること、核廃絶へ向けて国際社会で先頭に立つことにつながり、脱原発へとエネルギー政策を転換させる力になる。

被爆二世集団訴訟

2017年2月、広島、長崎で提訴。原告は広島28人、長崎26人。全国被爆二世協の会員が、被爆二世を代表して訴訟を起こし、この訴訟を通して、問題の所在を社会的に明らかにし、すべての被爆二世を援護の対象とする国による立法的措置の契機とすることを目的としている。すべての核被害者の人権確立につながる。

広島地裁・長崎地裁へ向かう
広島・長崎の原告団・弁護団



私たちの主張

私たちは次のように主張し、被爆二世が被った長期間にわたる多大な精神的損害として、原告1人につき10万円の慰謝料を請求しています。

被爆二世が遺伝的影響を受けることは否定できない。「被爆者」に被爆二世を含めず、援護の対象としない被爆者援護法は、被爆二世の生命・健康を脅かすものであるから、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を保障する憲法13条に違反する。また、被爆者援護法が被爆者に対しては医療的援助を行い、各種手当を支給しながら、放射線の遺伝的影響が指摘される被爆二世に対しては「平等権」を保障しないとする区別に合理性は認められないから「平等権」を保障する憲法14条1項に違反する。そして、国会は被爆二世を適用対象外とする被爆者援護法を制定して遺棄状態を出した以上、被爆者援護法を改正し、適用範囲を被爆二世へ拡大すべき立法義務を負っていたにもかかわらず、この義務を怠って、被爆二世に適用範囲を拡大する法改正を行ってこなかった立憲法不作為は、国家賠償法1条1項の適用において違法である。

国連人権理事会での取り組み

2017年11月に国連人権理事会で開催された普遍的定期審査(UPR)第28会期の作業部会(参加国の人権状況を審査)で各国政府から日本政府に対して被爆二世の人権を保障するような勧告を行ってもらう取り組みを進めた。

10月に国連欧州本部訪問団を派遣し、ジュネーブで各国政府代表部へのロビー活動を行い、その成果もあって、日本政府の審査においてコスタリカとメキシコが勧告の一つとして被爆二世の問題に言及し、最終報告でも採択された。

日本政府は、2018年3月1日、2月から3月にかけて開催された第37回国連人権理事会に、この勧告については受け入れないとの報告を行ったが、国連人権理事会で被爆二世問題が議論されたことは初めてのことであり、画期的なことだった。

① 被爆者援護法の趣旨が、原爆の放射線による被害という特殊な戦争被害者に対して規定する援護の対象とする点、「第五被爆二世を被爆者援護法に規定する援護の対象とすること、第五被爆二世を被爆者として、被爆二世を被爆者援護法の対象と定めなければならない。

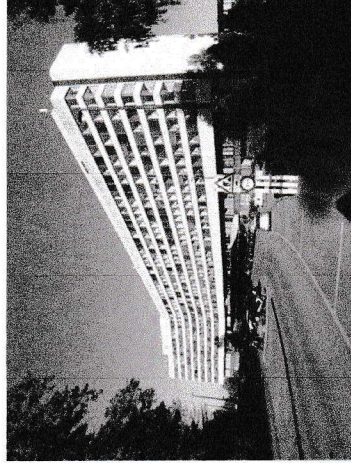
② 仮に①の立法措置をとらなくとも、国会は少なくとも次の内容の立法措置をとるべき義務を負っている。被爆二世を被爆者援護法7条に定める「健康診断の対象者」とし、その健康診断の結果、同法7条に定める「健康管理手当」の支給対象とされている疾病に該当すると診断された場合は、申請により同法2条に定める健康手帳を交付し、同法に基づき援護措置をとる、という立法措置である。

③ 仮に②の内容の立法措置が困難としても、最低限以下の措置が執られなければならない。被爆二世にも被爆者爆弾の健康診断を実施することを含め、その結果原子爆弾の傷害作用に起因する疾病として定められた疾病に罹患している被爆者健康手帳を交付し、同法上の「被爆者」として同法2条に定める被爆者健康手帳を交付し、16回国会及び1992年の123回国会で参議院において可決された法案と同内容の措置である。

10月16日 国連欧州本部



国連欧州本部の国連人権理事会がある建物



(コスタリカ)

特に健康問題において、被爆二世に対する被爆者援護法の適用拡大を検討すること。

(メキシコ)

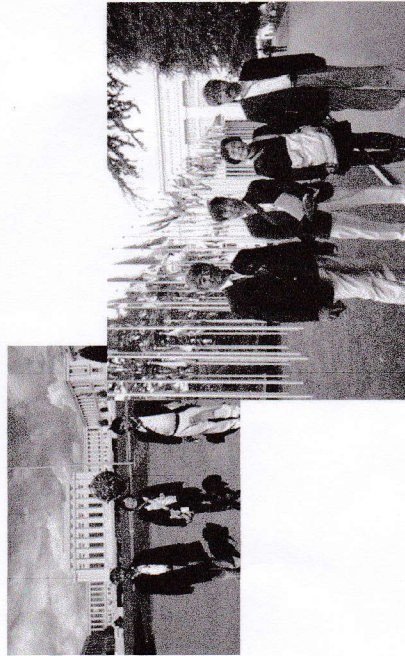
福島原発事故の被災者及び何世代もの核兵器被害者に対して、医療サービースへのアクセスを保証すること。

核不拡散条約(NPT)再検討会議
第2回準備委員会での取り組み

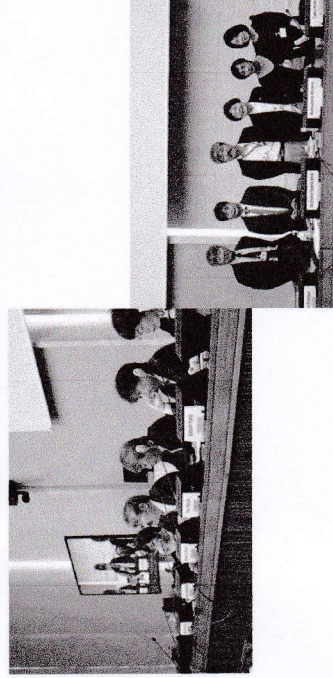
2018年4月23日から5月4日にかけてジュネーブ国連欧州本部で開催されたNPT再検討会議第2回準備委員会に代表団を派遣した。そして、「ヒロシマ・ナガサキの被爆二世の訴え(声):核軍縮を押し進め、将来世代を含む核被害者の人権を守るために」というテーマでサイドイベントを開催するなど、被爆二世の人権保障と併せて核廃絶を訴えてきた。

また、法律家や医者などによって「核兵器と人権法と将来世代」というサイドイベントが開催され、核兵器による継世代影響から将来世代の人権を守るためにどうするかという新しい議論が始まっていた。

国連欧州本部



5月2日(水) ーサイドイベント
ヒロシマ・ナガサキの被爆二世の訴え(声)
軍縮を押し進め、将来世代を含む
核兵器被害者(ヒバクシャ)の人権を守るために
主催:全国被爆二世団体連絡協議会



今後の取り組み

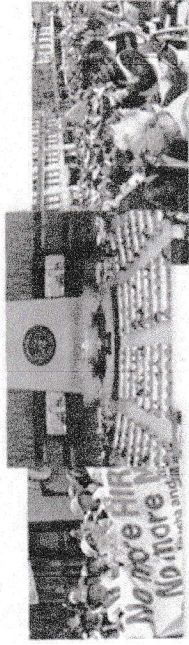
- ①国内的には引き続き被爆二世集団訴訟に取り組む。
- ②国際社会、国連における取り組みについては、国連人権理事会でNGOとして発言ができるように、国連協議資格の取得をめざしている。また、特別報告者を招聘し、実態について調査し、日本政府に勧告を行ってもらう取り組みや、社会権規約に関する委員会でもらう取り組み、次回UPRRに向けた取り組みを検討している。
- ③そして、2020年NPT再検討会議へ代表団を派遣し、NGO意見表明セッションにおける被爆二世としての発言や、サイドイベントの開催、世界会議での分科会の開催など計画したが、会議が延期になったため代表団派遣も延期した。引き続き、NPTへの代表団派遣など模索するとともに、NGOとの交流を通して信頼関係を築き今後の国際社会での活動の足がかりをつくってきたい。

開催予定でしたが延期されました

2020年核不拡散条約（NPT）

再検討会議

（2020年4月27日～5月22日、於NY国連本部）



世界の核被害者との連帯、次の世代への継承

2018年8月、ベラルーシの「移住者の会」代表のジャン・ファイロメンコさんとは長崎でお会いした。昨年8月にはマニラ、ジャル諸島の核被害者三世とお会いした。世界には多くのヒバクシャが存在する。日本は福島原発事故を経験し、あらためて「核と人類は共存できない」ことを実感させられた。

国連での取り組みや集団訴訟は、私たち被爆二世の問題だけでなく、フクシマの被害者やチェルノブイリの被害者、そして世界の核被害者の次の世代の問題解決につながる。そして、再びヒバクシャをつくらないために、原発を含む核廃絶につながるものと確信している。世界の核被害者と連帯して取り組んでいきたい。

被爆二世も最高齢が74歳と、高齢化している。若い、次の世代へ運動が継承できるように頑張りたい。

最後にーご理解とご支援、ご協力を

シンポジウムに参加されている皆さんへ、私たち全国被爆二世協の活動へのご理解とご支援、ご協力をお願いいたします。詳しい活動の内容は、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.c-able.ne.jp/~hibaku2/>

ご静聴ありがとうございました。

被爆2世運動の使命と展望

2020年7月18日(土)

平野 伸 人

全国被爆二世団体連絡協議会 特別顧問

1946年12月長崎に生まれる。母が被爆者
1986年長崎県被爆二世教職員の会を結成。
1987年韓国の被爆者の救援活動を始める
1998年全国被爆二世団体連絡協議会会長。
(現在、特別顧問)

1. はじめに

- ・全国被爆二世団体連絡協議会のこと
- ・被爆40年より現在までの経過
- ・自分史としての被爆二世としての思い

母は101才、現在、恵の丘原爆ホームで余生を過ごしている。身体は丈夫で、100才でペースメーカーを埋め込む手術を行い、また、一段と元気になった。10年後にペースメーカーの電池の取り替えの手術をしなければならぬが、10年後の予約をしている。原爆のことは良く覚えている。父が旧満州から生還し、翌1996年に私が生まれた。「嬉しかった」と言う。100才を越え、次第に記憶も定かではなくなっているが、原爆の記憶は鮮明だ。そして「戦争はけしてしてはならない。」とも言う。その思いは、被爆者／戦争体験者の共通の思いだろう。

2. 被爆2世運動の使命

- ① 継承 ② 援護 ③ 核廃絶運動 ④ さらに未来へ

① 継承

被爆75年を迎えて、被爆者の数も高齢化により減少の一途をたどり、現在では145,844人にまで減少してきている。(厚労省統計;平成30年度末現在)。被爆者の平均年齢も82.65才となっている。

残り少なくなった被爆者の被爆体験を継承する事は、被爆2世運動の大きな使命の一つであることは間違いない。しかし、「被爆者」の被爆体験を継承すると言う事は、単に1945年8月6日、9日にあった出来事の伝承であってはならないことは自明のことである。まさに「継承」とは、体験を語り継ぐに止まらず、その人類史的な体験と共に、反戦反核の思いを継承するということだからだ。

② 援護

「被爆者は長生きする」とも言われる。「原爆の過酷な状況から生き残った被爆者は」という前提だが、それは、長年の取組の成果としての被爆者援護をかちとって来たことにもよる。差別を克服し、被爆者として援護をかちとって来た歴史に学ばなければならない。「援護なき差別から差別なき援護」の状況を作り出そうというのは、我々の願いである。援護なき状況では、被爆2世の組織化や活動の活性化は図れない。

③核廃絶運動

そして、我々被爆2世の究極の使命は、「核も戦争もない世界」の実現にある。これこそ、我々被爆2世に与えられた使命ではないだろうか。

④そして、未来へ

被爆者の数は14何人台まで減少している。それでは、被爆2世の数は？30万人とも50万人とも言われているが、その数さえ明らかではない。まして、被爆3世4世になると、実態は明らかではない。

被爆2世の数からの推計では被爆3世は50万人は下らないのではないかと推測している。後世代への遺伝的な影響についても未解明ななか、放置するわけには行かない。被爆2世の使命の一つとして被爆3世4世の問題を放置は出来ない。

3、被爆2世運動の展望はあるか？

①被爆者運動に学ぶ

被爆者運動はゼロから出発して、今日の状況を作り上げた。核廃絶と被爆者援護を車の両輪として、世界に大きな影響を与えるまでになった。我々、全国2世協議会も被爆者運動に学びつつ、活動の質を高めていかなければならない。

②被爆2世運動を国民的課題に

「被爆2世運動を国民的課題に」と言うスローガンも幾多の試練にさらされてきた。裁判と国際社会に訴えるという2つの強力な手段で、その実現を図ろうとしている。来年度、再来年度あたりが大きな山が来るだろう。けして、諦めることなく目標に向かって歩みを続けよう。

③被爆75年、世界の核被害者との連帯

被爆75年、世界は人類滅亡の危機とも言える核時代に遭遇した。原爆被爆者のみならず世界の核被害者は、そのような深刻な状況に立ち向かわなければならなくなった。原爆被爆者2世も、韓国、ブラジル、オランダなど活動が活性化している。「世界の核被害者の2世」とも連帯していかなければならない。

④再び被爆者も被爆2世もつukらないために

再び、被爆者や被爆2世をつukらないためには、戦争への真摯な反省が求められる。被爆者、被爆2世問題の根本的解決を遅らせている背景には、国の戦争責任・戦後補償処理のあいまいさがる。我々、全国2世協議会、反核と共に反戦の思いを通して、再びヒバクシャを作らないということ念頭に置いていかなければならない。そして、自らを生んだ「核兵器廃絶」そして「原爆投下」そのものを招いた「戦争そのもの」に対する「平和」への取り組みを進めることが「被爆2世運動」であろう。被爆2世運動の展望はあるか？と言うより、被爆2世運動の展望をいかに作り出せるか、にかかっている。展望はあるかないかではなく、創り出せるか創り出せないかではないだろうか。このシンポジウムがそのきっかけの一つになることを念じて止まない。